

宇美八幡宮 春の大祭「子安大祭」開催

稚児行列が 家族や地域を笑顔に!

町内外から多数の参加者

4月15日(日)16日(月)、宇美八幡宮 春の大祭「子安大祭」が開催されました。

子安大祭は、子どもたちの健やかな成長を祈願するお祭りで、隔年に斎行される神幸祭に、冠や袴などの稚児衣装をまとった子どもたちが参列しました。

宇美八幡宮本殿での祭典の後、御神体を奉戴した神輿にお供した子どもたちの行列は、宇美八幡宮からおよそ700m先にある井野頓宮まで連なりました。

きらきらと輝く子どもたちの姿は、沿道に訪れた方たちをきらきらの笑顔にしていきました。



6/2
(土)

宇美町ホタル観察会

宇美町にもホタルの季節が近づいてきました。皆さん、ホタル観察会に参加してみませんか？

- ▶日時 6月2日(土)19時開始(雨天中止)
- ▶場所 一本松公園(昭和の森)ゲート前集合
- ▶内容
 - ①ホタルの会会員によるオリエンテーション
 - ②竹灯籠が灯る会場で有志演奏によるミニ音楽会
 - ③自由解散後、参加者それぞれでホタルスポット散策(地図提供)

- ▶注意事項
 - ・お子さんの参加は保護者同伴でお願いします。
 - ・運動靴、長袖、長ズボンでの参加をお勧めします。



問 宇美町ホタルと清流の会
古賀 ☎ h-koga@abeam.ocn.ne.jp
高場 ☎ hiddenobu-1956@q.vodafone.ne.jp

公金外現金 着服事件について

全力を挙げて
再発防止に取り組みます

この度、当町職員が宇美町消防団の活動費の一部を着服するという、非常に残念な事件が発生しました。今回の不祥事は役場職員が一丸となって住民サービスの向上に努めながら、築き上げてきた町民の皆さまとの信頼関係を大きく損ねる行為であり、行政運営の責任者として事の重大さと責任の重さを痛感しています。

町民の皆さまをはじめ、宇美町消防団および関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことに、心より深くお詫び申し上げます。

町民の皆さまの信頼を回復することは、決して容易ではないと考えますが、一日も早く町民の皆さまの信用と信頼を回復することができまよう、今後宇美町で二度とこのような事件を起こさないという強い決意を持って、今回の不祥事の原因究明と再発防止に組織をあげて取り組んでまいります。

平成30年5月1日
宇美町長 木原 忠

経過報告

当町職員が3年間にわたり、消防団に係る公金外現金を約900万円を着服するという不祥事が発覚したことを受けて、町はこの職員を4月10日付けで懲戒処分とし、あわせて上司の処分を同日付けで行いました。これに先がけて4月6日、庁内に「公金外現金着服事件再発防止委員会」を設置し、まず、公金外現金が適正に管理されているかどうかを確認するための公金外現金の取り扱いに関する調査を行うとともに4月25日までの合計6回の会議の中で、再発防止策や職員の服務規律の確保のために講ずべき措置の検討を重ね、町長に対し最終報告書を提出しました。また、4月9日に全職員に対し職員集会を行い、綱紀粛正、服務規律の更なる徹底を呼びかけました。

※注 公金外現金とは、宇美町財務規則などの適用を受けない現預金です。

不祥事の原因について

今回の不祥事は、団体資金の着服行為を行った元職員の公務員倫理の欠如が最大の原因ですが、発生を未然に防止または早期に発見できなかった管理体制にも大きな問題がありました。本件を検証した結果、次のことが事件誘発の原因と考えます。

(一) 団体会計業務における現預金の保管・管理体制と監査体制の不備

消防団の会計業務は、元職員と消防団との信頼関係を前提に行われており、通帳や印鑑などの管理や会計出納業務が元職員に一任され、元職員個人の判断で出入金ができる状態であったことが大きな原因です。また、消防団の会計業務において、特に厳正であるべき出納事務について、消防団長や消防副団長への報告も行われておらず、また、役場組織としての管理と点検を怠っていたことも、この不祥事を誘発させた大きな原因でした。

(二) 公金外現金の取扱要綱の未整備

公金については宇美町財務規則などにより厳格に管理がされていましたが、今回の公金外現金については取り扱いに関する必要な取決めがなく、また、要綱も整備されていませんでした。

再発防止に向けて

(一) 準公金取扱要綱の整備

担当者が一人でも自由に出入金を行い、それに対するチェックや監査などがなされないまま、慣例的な取り扱いをしてきたことを改善するため、公金外現金の枠を絞り込み、準公金取扱要綱を整備しました。職員が関係団体などの現預金を取り扱うことにあたって必要な事項を定めることにより再発防止を図ります。

※注 準公金とは、公金外現金のうち、関係団体などの現預金を職員が職務上合理的な理由があるときに限り取り扱うものです。

(二) 職員研修や意識啓発の充実

公務員倫理のより一層の高揚を図るため、全職員に対して危機管理研修を行うとともに、職員の服務規律の徹底や法令遵守意識を高めるための職員研修や意識啓発をこれまで以上に充実させ再発防止に努めます。

(三) 不祥事に対する処分基準について

本町の懲戒処分は、人事院の「懲戒処分の基準」に準拠しており、運用基準の明確化を図っています。運用基準を公表し、職員に周知徹底することで不祥事の抑止を促し、職員それぞれが常にこの基準を意識するように取り組みます。

(四) 職員相談体制の整備について

職員が抱える様々な問題について、できるだけ早い段階で発見し、専門家の意見を参考にするなど、職員の相談体制の整備を拡充します。

(五) 不祥事防止委員会の設置

今回の不祥事を重く受け止め、公金外現金着服事件再発防止委員会を立ち上げて協議を重ねてまいりました。今後は、不祥事の防止を図るため、不祥事防止委員会を設置します。